

「指定短期入所生活介護（予防）札幌寮ショートステイサービス」
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(北海道指定 第 0174700237 号)

当事業所はサービスご利用者（契約者）に対して指定短期入所生活介護（予防）サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	9
2. 事業所の概要	10
3. 職員の配置状況	11
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	11
5. 苦情の受付について	18
6. 緊急時の対応	18
7. 非常災害時の対応	19
8. 事故発生時の対応	19
9. 緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続き	19
10. 虐待防止に向けた体制等	19

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 幕別真幸協会 |
| (2) 法人所在地 | 北海道中川郡幕別町字依田 379 番地 |
| (3) 電話番号 | 0 1 5 5 - 5 6 - 4 7 0 6 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 野坂 正美 |
| (5) 設立年月 | 昭和 5 3 年 7 月 4 日 |

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成12年4月1日指定

北海道 0174700237 号

※当事業所は特別養護老人ホーム札内寮に併設されています。

(2) 事業所の目的 要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正なショートステイサービスを提供する。

(3) 事業所の名称 札内寮ショートステイサービス

(4) 事業所の所在地 北海道中川郡幕別町字依田 379 番地

(5) 電話番号 0155-56-4706

(6) 管理者 氏名 成田 啓介

(7) 当事業所の運営方針 利用者の心身の特性を踏まえ、居宅において自立した日常生活を営なむことができるよう、入浴、排せつ、食事の提供、機能訓練を介助する。

(8) 開設年月 平成12年4月1日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	午前8時30分～午後5時30分

(10) 利用定員 2人 ただし空床利用もあり

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として2人及び4人部屋です。この他、特別養護老人ホーム札内寮の空床室を利用します。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	専用室数	備考
2人部屋	1室	
4人部屋	0室	
合 計	1室	
食堂兼機能訓練室	4室	
浴室	4室	一般浴1・機械浴2・特殊浴槽1
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項 トイレの場所、居室外

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています（特別養護老人ホーム札内寮職員と合算の人数です。）

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 管理者（特養兼務）	1	1名
2. 介護職員	40	34名
3. 生活相談員	2	2名
4. 看護職員	6	3名
5. 機能訓練指導員（看護師と兼務）	1	1名
6. 介護支援専門員（介護職員と兼務）	2	2名
7. 医師（非常勤）	1	1名
8. 管理栄養士	2	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。
（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師 嘱託医師	隔週 13：00～17：00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7：00～16：00 2名 日中： 9：30～18：30 16名 遅番： 13：00～22：00 4名 夜間： 22：00～09：00 4名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 8：30～17：30 4名
4. 機能訓練指導員	日中： 8：30～17：30

☆土日は上記と異なります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①食事（但し、食材料費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食： 7 時 30 分より 昼食： 12 時より 夕食： 17 時より

②入浴

- ・入浴又は清拭を週 2 回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金（1 日あたり）＞（契約書第 7 条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度、負担割合証記載の負担割合に応じて異なります。）

1. ご契約者のサービス利用料金 併設型短期入所生活介護費Ⅱ 多床室	要介護度 1 6,030 円	要介護度 2 6,720 円	要介護度 3 7,450 円	要介護度 4 8,150 円	要介護度 5 8,840 円
2. うち介護保険から給付される金額（1 割負担）	5,427 円	6,048 円	6,705 円	7,335 円	7,956 円
（2 割負担）	4,824 円	5,376 円	5,960 円	6,520 円	7,072 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1 割負担）	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円
（2 割負担）	1,206 円	1,344 円	1,490 円	1,630 円	1,768 円
4. 夜勤職員配置加算	13 円（2 割負担の方は 26 円）				
5. サービス提供体制強化加算	22 円（2 割負担の方は 44 円）				
6. 看護体制加算	12 円（2 割負担の方は 24 円）				
7. 介護職員等処遇改善加算	介護報酬総額の 14.0%の加算をいただきます				
自己負担額合計（3～7 の合計）（1 割負担）	741 円	820 円	903 円	983 円	1,061 円
（2 割負担）	1,482 円	1,640 円	1,806 円	1,966 円	2,122 円

1. ご契約者のサービス利用料金 併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅱ 多床室	要支援 1 4,510 円	要支援 2 5,610 円
2. うち介護保険から給付される金額 (1 割負担) (2 割負担)	4,059 円 3,608 円	5,049 円 4,488 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1 割負担) (2 割負担)	451 円 902 円	561 円 1,110 円
4. サービス提供体制強化加算	22 円 (2 割負担の方は 44 円)	
5. 介護職員等処遇改善加算	介護報酬総額の 14.0% の加算をいただきます	
自己負担額合計 (3～5 の合計) (1 割負担)	539 円	665 円
(2 割負担)	1,078 円	1,330 円

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます (償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。(下記 (2) 参照)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

＜その他の介護給付費加算＞

☆送迎加算 (共通) ～ご契約者の希望で、お迎えやお送りを自宅まで行う場合、片道につきお支払いいただく利用料金は、下記の通りです。

1. サービス利用料金	1,840 円
2. うち、介護保険から給付される金額 (1 割負担) (2 割負担)	1,656 円 1,472 円
3. 自己負担額 (1 - 2) (1 割負担) (2 割負担)	184 円 368 円

☆療養食加算 (共通) ～ご契約者の病状等に応じて、主治の医師より疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき療養食が提供された場合、お支払いいただく利用料金は下記の通りです。(1 食あたり)

1. サービス利用料金	80 円
2. うち、介護保険から給付される金額 (1 割負担) (2 割負担)	72 円 144 円
3. 自己負担額 (1 - 2) (1 割負担) (2 割負担)	8 円 16 円

☆生活機能向上連携加算 (共通) ～訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、当事業所を訪問し、当事業支所の職員と共同でアセスメントを行い、作成した個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練が提供された場合、お支払いいただく利用料金は下記の通りです。(1 月あたり、3 ヶ月に 1 回)

1. サービス利用料金	1,000 円
2. うち、介護保険から給付される金額 (1 割負担) (2 割負担)	900 円 800 円

3. 自己負担額（１－２）	（１割負担）	100 円
	（２割負担）	200 円

☆機能訓練体制加算（予防）～ご契約者の病状等に応じて、看護師等が機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練が提供された場合、お支払いいただく利用料金は下記の通りです。（１日あたり）

1. サービス利用料金		120 円
2. うち、介護保険から給付される金額（１割負担）		108 円
	（２割負担）	96 円
3. 自己負担額（１－２）	（１割負担）	12 円
	（２割負担）	24 円

☆個別機能訓練加算（共通）～ご契約者の病状等に応じて、看護師等が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練が提供された場合、お支払いいただく利用料金は下記の通りです。（１日あたり）

1. サービス利用料金		560 円
2. うち、介護保険から給付される金額（１割負担）		504 円
	（２割負担）	448 円
3. 自己負担額（１－２）	（１割負担）	56 円
	（２割負担）	112 円

☆医療連携強化加算（介護）～ご契約者の急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行い、主事の医師と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行い、急変時の医療提供の方針について、ご契約者と合意を得ている場合に、お支払いいただく利用料金は下記の通りです。（１日あたり）

1. サービス利用料金		580 円
2. うち、介護保険から給付される金額（１割負担）		522 円
	（２割負担）	464 円
3. 自己負担額（１－２）	（１割負担）	58 円
	（２割負担）	116 円

☆認知症行動・心理症状緊急対応加算（共通）～ご契約者の病状等に応じて、医師が認めて在宅での生活が困難であり、緊急ショートを利用することが適当と判断した場合、お支払いいただく利用料金は下記の通りです。（１日あたり・利用開始から 7 日を限度）

1. サービス利用料金		2,000 円
2. うち、介護保険から給付される金額（１割負担）		1,800 円
	（２割負担）	1,600 円
3. 自己負担額（１－２）	（１割負担）	200 円
	（２割負担）	400 円

☆若年性認知症利用者受入加算（共通）～若年性認知症として認められた場合、お支払いいただく利用料金は下記の通りです。（１日あたり）

1. サービス利用料金		1,200 円
2. うち、介護保険から給付される金額（１割負担）		1,080 円
	（２割負担）	960 円
3. 自己負担額（１－２）	（１割負担）	120 円
	（２割負担）	240 円

☆緊急短期入所受入加算（介護）～ご契約者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画

に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合、お支払いいただく利用料金は下記の通りです。（1日あたり、原則7日間まで やむを得ない場合は14日まで）

1. サービス利用料金	900 円
2. うち、介護保険から給付される金額（1割負担）	810 円
（2割負担）	720 円
3. 自己負担額（1－2）	90 円
（2割負担）	180 円

☆在宅中重度者受入加算（介護）～ご契約者が居宅において訪問看護の提供を受けていた場合であって、ご契約者の訪問看護事業所から派遣された看護職員により健康上の管理等を行った場合、お支払いいただく利用料金は下記の通りです。（1日あたり）

1. サービス利用料金	4,130 円
2. うち、介護保険から給付される金額（1割負担）	3,717 円
（2割負担）	3,304 円
3. 自己負担額（1－2）	413 円
（2割負担）	826 円

☆長期利用者に対する減算（介護）～ご契約者が連続して30日を超えて当事業所の短期入所生活介護の利用した場合、減額される利用料金は下記の通りです。（1日あたり）

1. サービス利用料金	-300 円
2. うち、介護保険から給付される金額（1割負担）	-270 円
（2割負担）	-240 円
3. 自己負担額（1－2）	-30 円
（2割負担）	-60 円

☆認知症専門ケア加算（共通）～ご契約者のうち日常生活自立度Ⅲ以上の者が半数以上を占め、当事業所で認知症介護に関する専門的な研修を終了した者を配置し、認知症ケアに関することを職員間で留意事項の伝達または技術的指導の会議を定期的実施した場合、お支払いいただく利用料金は下記の通りです。（1食あたり）

1. サービス利用料金	30 円
2. うち、介護保険から給付される金額（1割負担）	27 円
（2割負担）	24 円
3. 自己負担額（1－2）	3 円
（2割負担）	6 円

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜食事の提供に要する費用＞

食事の提供に 要する費用	介護保険負担限度額認定証に記載されている額				
	通 常 (第4段階)	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
1日当り	1,600 円	300 円	600 円	1,000 円	1,300 円

＜滞在（居住）の提供に要する費用＞

滞在（居住） に要する費用	介護保険負担限度額認定証に記載されている額				
	通 常 (第4段階)	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
多床室 (2・4人室)	1日 1,000円	1日 0円	1日 430円	1日 430円	1日 430円

②レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただくこともあります。

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には交付します。

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる実費を負担いただくこともあります。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

⑤サービスの提供とは関係のない費用

居室にて個人用テレビをレンタルされる方は、1日あたり100円をいただきます。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付（契約書第 21 条参照）＊

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[職名]	特別養護老人ホーム札内寮	生活相談課長	伊藤 昌洋	電話 0155-56-4706
	〃	1 棟介護課長	中野 伸秀	〃
	〃	2 棟介護課長	成田 利恵子	〃
	札内寮介護サービスセンター課長	林 順子	電話 0155-56-5698	
	札内寮デイサービスセンター施設長	前田 純司	電話 0155-56-6164	
	グループホーム管理者	澤田 なお子	電話 0155-20-6767	
	ふらっと札内課長	成田 啓介	電話 0155-56-4706	
	ふらっと忠類課長	末廣 桂太	電話 01558-9-8810	
	忠類デイサービスセンター生活相談係長	照本 和宏	電話 01558-9-8610	

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

○苦情解決責任者

[職名] 施設長・管理者 成田 啓介

○第三者委員

氏 名	林 郁男	電話	0155-54-2545
	齊藤 由美	電話	090-2815-1466
	邊見 敏夫	電話	01558-8-2441

（２）行政機関その他苦情受付機関

幕別町役場	所在地	幕別町本町 1 3 0 番地 1
	電話番号	0 1 5 5 - 5 4 - 3 8 1 1
	受付係	保健課
北海道国民健康保険団体 連合会	所在地	札幌市中央区南 2 条西 1 4 丁目
	電話番号	0 1 1 - 2 3 1 - 5 1 6 1
北海道福祉サービス運営 適正化委員会	所在地	札幌市中央区北 2 条西 7 丁目（かでの 2・7） 北海道社会福祉協議会内
	電話番号	0 1 1 - 2 0 4 - 6 3 1 0

6. 緊急時の対応

ご利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに嘱託医等に連絡し、その指示に従い措置するとともに、管理者に報告します。

7. 非常災害時の対応

火災または地震等の非常事態が生じた場合は、速やかに消防署及び防火管理者へ連絡するとともに、社会福祉法人幕別真幸協会の定めた防火管理規定に基づき、防火隊を組織し、災害による被害を最小限に止めるよう努めます。

8. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに北海道及び市町村、契約者の家族、契約者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続き

当施設は、サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動の制限を行いません。前述の身体拘束等を行う場合は、次の手続きにより行います。

- (1) 身体拘束廃止委員会を設置します。
- (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。
- (3) 当該入所者又はご家族に説明し、その他の方法がなかったか改善方法を検討します。

10. 虐待防止に向けた体制等

管理者は、虐待発生又はその再発を防止するために次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止検討委員会を設け、責任者は管理者とします。
- (2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修実施、虐待防止のための指針の策定、虐待等の相談及び苦情体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生等の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行います。なお、本虐待防止検討委員会は、状況に応じて他の委員会と一体的に行うことができます。
- (3) 職員は、虐待発生の防止に向けた研修を年2回以上受講します。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、市町村に通報します。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

札幌寮ショートステイサービス

管理者 成田 啓介 ⑩

説明者職名

取扱者印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者兼契約者 住所

氏名 ⑩

契約者代理人 住所

氏名 ⑩

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階
- (2) 建物の延べ床面積 585.86㎡（共用）
- (3) 事業所の周辺環境

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

2名の生活相談員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

6名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

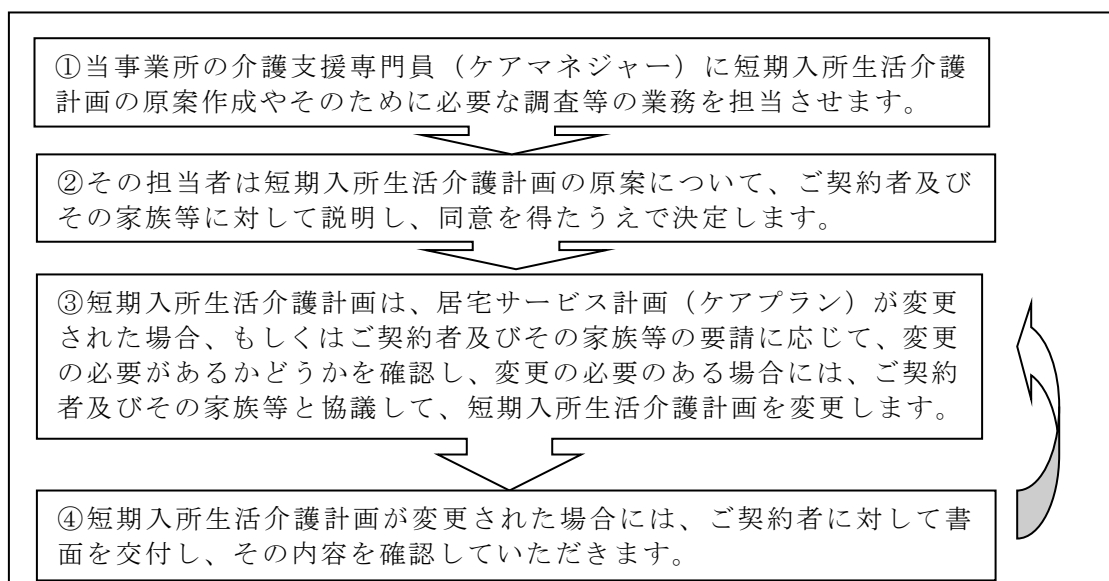
1名の機能訓練指導員を配置しています。

医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

嘱託医1名を配置しています。

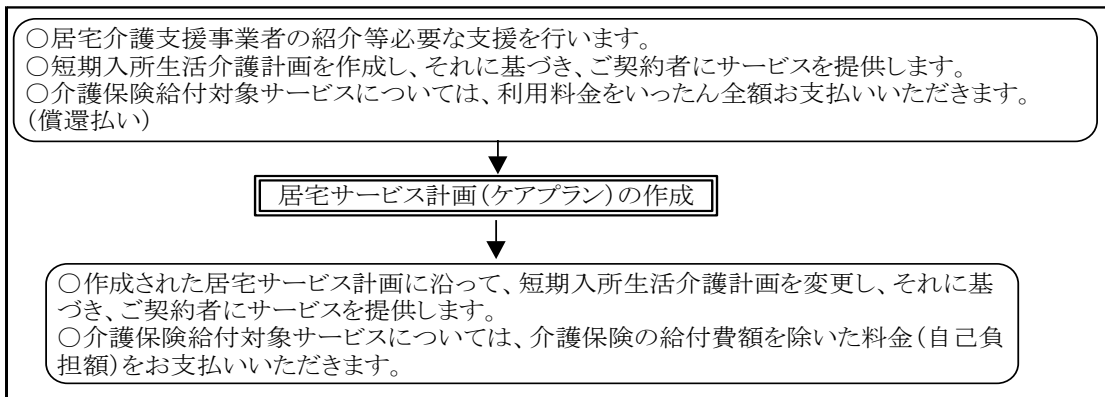
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

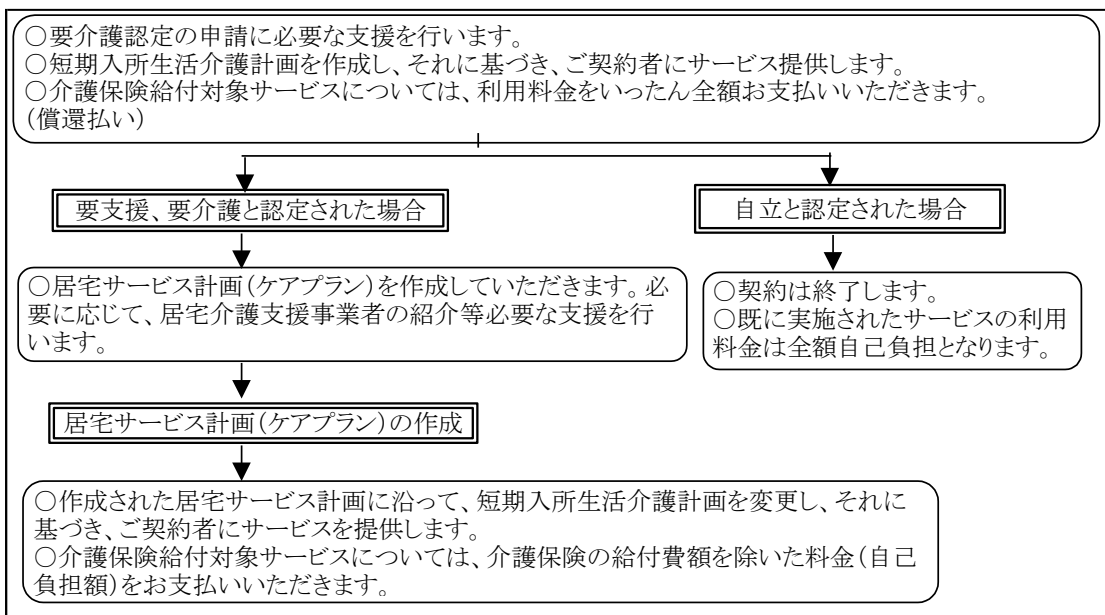


- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、発火のおそれのある物品は原則として持ち込むことができません。

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 12 条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、嘱託医等において診療や入院治療を受けることができます。（但し、医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。）

6. 損害賠償について（契約書第 13 条、第 14 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 16 条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉

鎖した場合

- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 17 条、第 18 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 5 営業日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。